

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	重度心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、重度心身障害者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

笛吹市長

## 公表日

令和1年6月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成事務
②事務の概要	<p>重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、もって重度心身障害者の福祉を増進することを目的として行う。</p> <p>[受給資格管理に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件該当(出生、転入)により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・資格要件該当(身体障害者手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・資格要件該当(療育手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・資格要件該当(精神障害者保健福祉手帳が交付され一定の障害程度に該当する)により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・資格要件該当(国民年金法による認定を受けた者)により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・申請により受給者の資格取得の管理を行う。</li> <li>・申請により受給者の資格更新の管理を行う。</li> </ul> <p>・資格要件(身体障害者手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。</p> <p>・資格要件(療育手帳手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。</p> <p>・資格要件(精神障害者保健福祉手帳情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。</p> <p>・資格要件(国民年金情報)の更新により受給者の資格更新の管理を行う。</p> <p>・所得情報を基に今年度の資格認定を行う。</p> <p>・転出、死亡、保険喪失等により受給者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。</p> <p>・資格要件非該当により受給者でなくなる者の管理を行う。</p> <p>・資格得喪記録の履歴管理を行う。</p> <p>・受給者証の発行を行う。</p> <p>[医療費自己負担分助成に関する事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請された医療費の情報をもとに医療報酬明細書の管理を行う。</li> <li>・請求された医療費の情報をもとに医療報酬明細書の管理を行う。</li> <li>・助成する医療費の払い込みを行う。</li> </ul>
③システムの名称	福祉医療システム、宛名システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、給付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項(別表第1 3の項) 笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>〈情報照会の根拠〉          ・番号法第19条第10号          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づき同条第 八号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則          ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表第2 7の項)          ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第7項</p> <p>〈情報提供の根拠〉          ・番号法第19条第10号          ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づき同条第 八号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則          ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項(別表第2 7の項)          ・笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第3条第7項</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉部福祉総務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>福祉総務課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地          笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地          笛吹市役所保健福祉部福祉総務課 TEL055(262)4111</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

